

# 足立区議会議長訓令の題名等を統一する規程

(平成12年3月31日区議会議長訓令甲第1号)

足立区議会議長訓令で平成12年4月1日において現に効力を有するもの（同日前に令達した足立区議会議長訓令で同日以後に施行するものを含む。以下「訓令」という。）を次のように改正する。

訓令中「東京都足立区」を「足立区」に、「東京都足立区」を「足立区」に改める。ただし、現に効力を有しない規則の題名を表示する場合は、この限りでない。

## 付 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、この規程による改正前の足立区議会議長訓令の規定により調製された帳票等で現に残存するものについては、なおこれを使用することができる。